

平成22年度当初予算要求基準

I 基本的考え方

- 本県経済は、一部で緩やかながら持ち直しの動きが見られるが、これまでの景気の落ち込みが極めて大きく、景気情勢は今後とも予断を許さない状況にある。このため、平成22年度当初予算においては、現下の経済・雇用情勢に適切に対応するものなどについては予算の重点配分を行う。その際には、国の経済対策関係基金などを活用して、事業の平準化についても考慮する。
- 一方で、「財政見通し」（平成21年10月）によれば、まだ相当額の収支不足が残っており、「財政健全化基本方針」の目標を達成するためには、今後も収支改善の努力を続けなければならない。引き続きこの基本方針に則り、財政健全化に向けて、①総人件費の抑制などの行政の効率化・スリム化、②あらゆる分野についての徹底した事務事業の見直し、③財源の確保を強力に推進する。
- なお、今後の国の予算編成における制度改正や施策の動向を注視し、これに伴う対応については、必要に応じて予算編成過程において検討していくこととする。

II 予算要求基準

予算要求に当たっては、国の制度改正等の動きを注視しながら、具体的には次の事項によること。

1 歳入

- 県税などについて、未収金の縮減や徴収率の向上に努めることにより、住民負担の公平と財源確保を図ること。
- 使用料及び手数料などについては、住民負担の公平確保と受益者負担の適正化を図ること。
- 県有財産の売却や広告料事業の導入を推進するなど、積極的に財源の確保に努めること。
- 国庫支出金等関係機関との調整が必要な歳入については、相互に緊密な連絡をとるなどの的確な見積もりに努めること。
- 県債の充当に当たっては、次によること。
 - ・ 平成21年度地方債計画及び同意等基準等を参考として、別途指示する充当率を踏まえ、的確な見積りを行うこと。

- ・ 県債発行額の抑制に努めること。部局調整枠においては、新規事業には充当しないこととし、継続事業に関しては原則として平成21年度の充当額を上回らないようにすること。

2 歳出

(1) 総括的事項

- 既存の事務事業については、行政評価の結果や「事務事業の見直しに際しての点検事項」（別記1）を踏まえ、徹底した見直しを行うこと。
- 事業の創設や拡充に当たって、既存事業の見直しを徹底し、事業の必要性や効果を明確にするとともに、職員数の増加をもたらす事業は、厳に抑制すること。併せて、市町村の厳しい財政状況を考慮し、市町村の財政負担や職員数の増加をもたらす事業は、同様に抑制すること。
- NPOや地域住民の力を活かした県民との協働や、事務事業の民間委託などを積極的に進めること。

(2) 予算要求枠

予算要求枠は次のとおりとする。

区分	予算要求枠
義務的経費等	所要額
公共事業枠	
国庫補助公共事業費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度当初予算額（県費負担額）の93%相当で配分する額の範囲内
県単公共事業費	<ul style="list-style-type: none"> ○ その性質上、上記の枠配分になじまないものとして別途認める事業については所要額
直轄事業負担金 受託事業費	所要額
部局調整枠	次により配分する額の範囲内
一般施策経費	平成21年度当初予算額（一般財源）の85%相当
経常経費等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経常経費及び施設等維持管理費等 平成21年度当初予算額（一般財源）の97%相当 ○ 標準事務費（行政事務費を含む） 平成21年度当初予算額（一般財源）の95%相当
個別調整経費	
経済対策関係経費	
重点調整経費	別途認める事業について所要額
特別需要経費	
職員給与費	別途指示による

(注)

○ 部局調整枠

各部局における事業の選択と集中を徹底する観点から、各部局の権限と責任において配分額の範囲内で予算原案をとりまとめる部局調整枠を設けてい るところであるが、次の点については説明を求める予定であること。

- ・予算原案作成の考え方（優先した分野、事業など）
- ・主要事業の概要
- ・新規事業、廃止事業及び大幅見直しを実施した事業の概要

○ 経済対策関係経費

現下の経済・雇用情勢に適切に対応するため特に必要な経費で、別途認め る事業については、所要額の要求を認める。

○ 重点調整経費

次の分野に関して別途認める事業については、所要額の要求を認める。

- ・産業の振興、雇用の確保
- ・医療・福祉の確保・充実
- ・教育の充実、文化・歴史の保存と活用
- ・中山間地域の振興

○ 特別需要経費

年度間変動が大きい経費など臨時又は特別な需要に対応する経費で、別途 認める事業については、所要額の要求を認める。

(3) 留意事項

① 外郭団体関係経費

○ 「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」に基づく経営評価の 結果を踏まえ、各団体の自立的な経営努力を促すとともに、県の財政的関与 の縮小を図ること。

② 公共事業費

○ 国の公共事業関係費の動きを注視しつつ、限られた財源で効率的な整備を 図るため、緊急性、優先度、費用対効果等について十分検証するとともに、 再評価による継続事業の見直し等を一層徹底すること。

○ コストの縮減に取り組むとともに、地域の実情に応じた整備基準を積極的に 導入し、効率的・効果的に実施すること。

- 直轄事業負担金については、国の取扱いを踏まえた上で適切に対応すること。

③ 公共事業費を除く投資的経費

- 新たな施設の建設事業については、財政健全化の見通しが立つまでは、既存施設の老朽化や再編に伴うものなどを除き、原則として行わないこととしていること。
- 緊急性、優先度、費用対効果等を十分勘案の上、真に実効性のあるものに厳選すること。
- 施設整備に当たっては、その維持管理経費が将来にわたる負担となることから、計画段階から維持管理コストの徹底した節減・合理化が図られるよう工夫を行うとともに、施設の規模、管理・運営体制等について慎重かつ十分に検討すること。
- 方針決定済の事業であっても、事業の規模・内容や進度等を再度検討すること。

④ 補助金等

- 「補助金見直し基準」（別記2）に沿って、廃止を含めた見直しを行うこと。

⑤ 貸付金

新規貸付については、補助金からの切り替えなどやむを得ないものを除き抑制するとともに、存続が必要なものについても、経済動向に応じた貸付利率の設定等貸付条件の再検討を行うこと。

⑥ 施設等維持管理費

- 維持管理水準の抑制や同種の業務の一括発注など、管理方法や委託業務内容について徹底した見直しを行い、更なる節減を図ること。
- 特に庁舎等の維持管理費については、「施設維持管理の効率化について」（平成21年4月13日営繕課長通知）により仕様等の確認を行うとともに、清掃業務委託料については営繕課と協議の上で予算要求を行うこと。

III 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び企業会計の予算原案の作成は、事務事業及び職員配置のあり方、独立採算性の確保による経営の健全化、一般会計の関与のあり方等について中長期的な視点も含め十分検討の上、一般会計からの財政援助に安易に依存する

ことのないよう健全経営を徹底した上で、予算要求及び予算原案の作成を行うこと。
なお、一般会計と同様に、徹底して歳出削減と歳入確保を図ること。

IV その他

1 事業の調整

行政需要の多様化、複雑化に伴う二つ以上の部(局)に関連する事業が増えていることから、事前に必ず関係部(局)間で協議し、行政の総合性、効率性の確保を図ること。

その他、事業調整に当たっては次の規定等に留意すること（〔 〕内は関係課）。

- ① 義務的に市町村の財政負担を伴う場合：「市町村の財政負担を伴う県の施策に係る内部調整システムに関する要綱（昭和59年10月17日付け総務部長通知）」
〔市町村課〕

(注) この場合も含め、県単独事業の創設又は改正に係るもので、市町村の行財政に大きな影響を与えると考えられるものについては、事業構築の段階において市町村へ情報提供する必要があるものであること（「市町村の財政負担を伴う県の施策に係る内部調整システム及び市町村への情報提供について（平成14年10月17日付け地方課長通知）」）。

- ② 組織定数に影響を与える場合：「定員削減計画」〔人事課〕

- ③ 財産の取得及び処分：「未利用財産の有効活用（売却促進）について（平成18年7月10日付け管財課長通知）」など〔管財課〕

- ④ 情報通信システムの開発、変更、更新及び更改：「島根県情報通信システム全体最適化推進要綱」〔情報政策課〕

- ⑤ 営繕工事を伴う事業：「営繕工事を伴う事業に係る平成16年度当初予算要求の取り扱いについて（平成15年10月3日付け財政課長通知）」〔営繕課〕

2 県民意見の反映と情報共有の推進

県民の視点に立った改革及び予算編成を進めるため、県民や市町村に対し積極的に情報提供するとともに、その意見の反映に努めること。

なお、ホームページ等で要求内容、予算案等の予算編成状況を公開することとしている。